

大 お
津 っ
町 まち



(役 場)

一 概 況

熊本市の東方一九キロメートル、菊池郡の南東部に位置し、東は阿蘇市及び阿蘇郡南阿蘇村に、北は菊池市に、西は菊池市、合志市及び菊池郡菊陽町に、南は阿蘇郡西原村に接している。人口は三一、二三四（平成二二年国勢調査）、面積約九九平方キロメートルである。

東北部の広大な山林原野から東南へ、丘陵にはさまれた緩やかな斜面が広がり、これを阿蘇に源を発する白川、矢護川、平川が潤し、水田地帯をなしている。この白川と並んで走る国道沿いに市街地が形成され、町の中心部となっている。

主な産業は、農業、商工業である。米麦をはじめ甘藷、野菜が主な農産物であるが、牛・豚などの畜産業も盛んである。また、工業面では、本田技研工業（株）熊本製作所を始め、熊本中核工業団地内にIC関連産業を中心とした企業が多数進出して本県の一大工業集積地となっている。

交通面では、JR豊肥本線の肥後大津駅、瀬田駅があり、また町の中央を東西に走る国道五七号と、南北に走る国道三二五号があり、バス便もある。熊本空港にも至近であり、交通面には恵まれている。

名所・旧跡としては、弥護山自然公園、昭和園、日吉神社、熊本文化の森、岩戸溪谷などが挙げられる。つつじの名所が多く、春先には各地で美しい風景が見られる。足手荒神の初市、つつじ祭り、からいもフェスティバルは例年賑わいをみせ、また菓子銅銭糖の名は広く知られている。

二 町名の由来

足利時代の初めに、平真城村真木に下っていた佐々木氏の支族大津十郎義廉を城主とした舞鶴城が東嶽に築城され、その当時から一小部落を作り、自然「大津」といわれるようになったといわれている。歴史的にゆかりのある名称で、広く一般に知られ、また従来から新町一帯は通称大津で通っていたので、昭和の町村合併にあたって「大津町」をそのまま受け継いで町名とした。

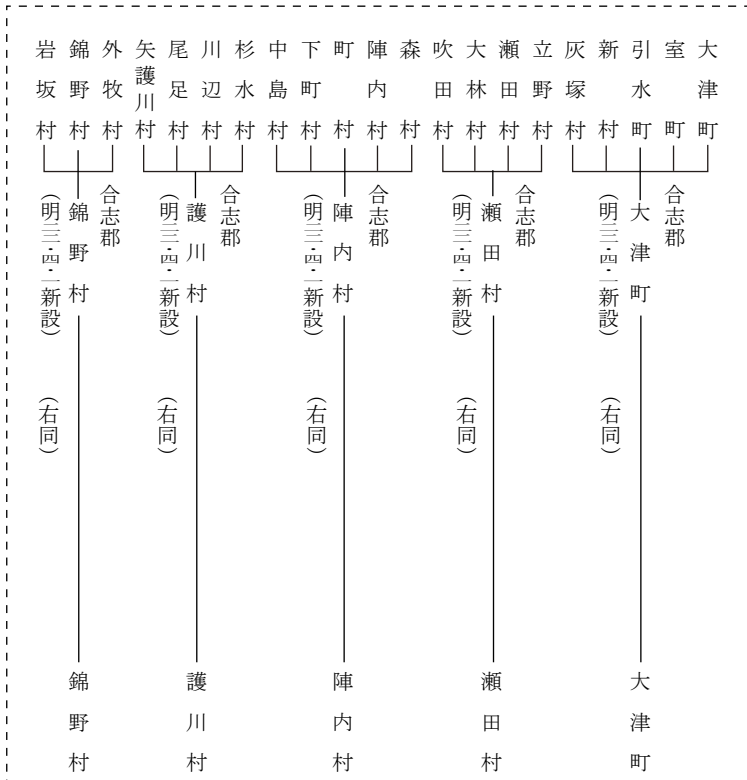
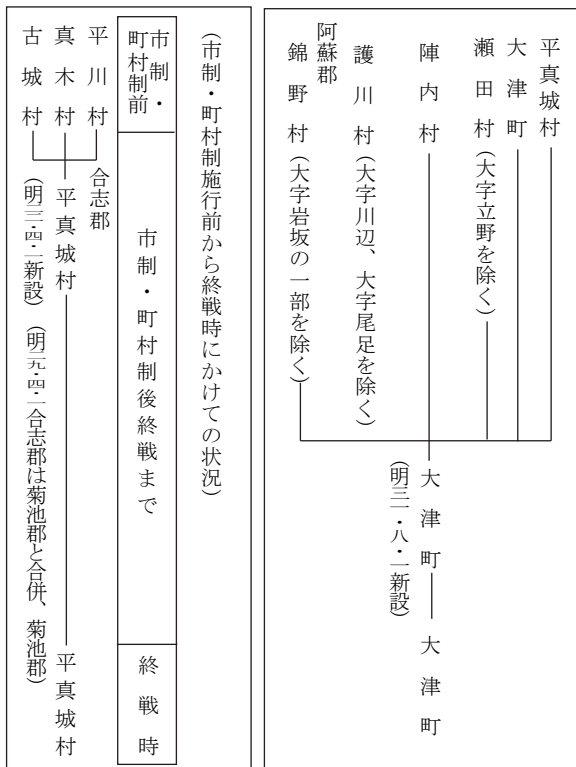
三 平成の合併検討経緯

平成二二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、大津町は菊陽町、合志町、西合志町との四町合併のパターンが示された。大津町は、菊陽町に合併を打診しつつも、まずは阿蘇郡西原村との勉強会設置の方針を示し、更に旭志村との勉強会設置にも動いたが、この三町村の枠組みは、西原村の方針転換により白紙化した。

その後、県の合併パターンに沿った四町での法定協議会設置となったが、大津町と他三町での意見の相違が徐々に顕在化し、平成一六年一〇月、法定協議会は休止。その後法定協議会は正式に解散し、大津町はそのまま単独町政を維持することとなった。(第一編「菊池地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(二) 平真城村

明治三年(一八七〇)の藩政改革に際し、熊本藩は郷組制度を実施し、手永を郷と改称した。本村地域は大津郷に属し、真木村、古城村、平川村からなり、各村には与長が置かれ、その上に数か村を支配する里正が置かれた。七年の改正大小区制の下では白川第五大区第三小区となった。一二年、三か村の区域を行政区画として、民選の戸長が行政を行うこととなり、戸長役場が平川村に置かれた。二三年町村制の施行により平川村、真木村、古城村の三か村は合併して平真城村となった。

(二) 大津町

旧藩時代は、合志郡代の支配下大津手永に属していた。明治七年(一八七四)の大区小区制のもとにおいては、本町地域は第五大区第三小区に属した。一二年には郡区町村編制法の施行により大津町引水村で一行政区域となり、同年一月菊池、合志郡役所が限府町に置かれたが、一四年六月には郡区役所の整理が行われ、山鹿郡および山本郡を加えて四郡の郡役所となった。このとき、合志郡は一町一二村であった。一七年の改正で民選戸長を廃して戸長官選とし、大津町、室町、引水村、灰塚村、新村の五か町村を同一行政区域として戸長が治めていたが、一二年、町村制施行とともに五か町村が合併して大津町となった。

(三) 瀬田村

本村地域は、旧藩時代、合志郡代の支配下大津手永に属していた。明治七年(一八七四)の大区小区制のもとでは、瀬田村、大林村、立野村、吹田村はともに第五大区第一小区に属した。一二年郡区町村編制法が施行されると、瀬田、大林、吹田の三か村を一行政区域として戸長役場が設けられたが、一七年には、それまで別個に戸長役場を設けていた立野村も含めて一行政区域となり、戸長役場が置かれた。一二年、町村制施行とともに立野村、瀬田村、大林村、吹田村が合併して瀬田村となった。

(四) 陣内村

旧藩時代は、合志郡代の支配下大津手永に属していた。明治七年(一八七四)の大区小区制のもとにおいては、陣内村、中陣内村、下陣内村、森村は大林村、瀬田村とともに大林組と称し、町村、下町村、下町出分村は久保田組と称し、第五大区第一小区に属し、また、中島村は鳥子組と称して第四大区第九小区に属し、それぞれ戸長が置かれ合志郡に属した。その後陣内、中陣内、下陣内が合併して陣内村、下町村、下町出分村が合併して下町村となった。一二年の郡区町村編制法の施行により森村、陣内村の二か村および下町村、中島村、町村の三か村がそれぞれ同一行政区域となって戸長役場が置かれた。しかし、一七年には、五か村は一行政区域となつて一つの戸長役場が置かれることになり、一二年、町村制施行とともにその五か村が合併して陣内村となった。

(五) 護川村

旧藩時代は、合志郡代の支配下大津手永に属していた。明治七年(一八七四)

の大小区制のもとでは、杉水村は第五大区第三小区に、他は第四小区に属した。その後中窪田、下中窪田、片俣の三か村が合併して矢護川村となり、一二年、郡区町村編制法が施行されると、菊池郡、合志郡には一つの郡役所が置かれ、杉水村、川邊村、尾足村、矢護川村は一行政区域として戸長役場が置かれた。一二年町村制施行とともに四か村が合併して護川村となった。

(六) 錦野村

旧藩時代は、阿蘇郡代の支配下布田手永に属していた。明治七年(一八七四)の大区小区制の改正にあたり、本村地域は第四大区第九小区に属した。一二年郡区町村編制法が施行されると、外牧村と錦野村、岩坂村と鳥子村をおのの行政区域として戸長役場を置いたが、一七年の改正で、二つの行政区域を一行政区域とした。一二年町村制施行とともに、鳥子村は山西村に合併され、錦野、岩坂、外牧の三か村が合併して錦野村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法制定後も昭和二八年(一九五三)六月二六日の大水害により、合併促進の動きは他の地区より遅れていたが、二九年五月に至り一応災害復旧の見通しもついたので同月二九日大津ブロックの大津町、陣内村、瀬田村、平真城村、護川村、原水村、錦野村の七か町村の合併懇談会を開き、各町村の合併の動きについて説明し、その後、合併促進協議会(仮称)の設置を決定した。このとき県の合併試案は、原水村は津田村と二か村合併で、残り大津町、平真城村、陣内村、瀬田村が四か町村合併となっていた。同年八月一日、合併促進協議会を開き、各町村の合併の態度を打診したところ、原水村、護川村は態度未決定であったため、大津町、陣内村、瀬田村、平真城村、錦野村の五か町村合併を推進することを決定し、同月二〇日、町村合併促進協議会規約を制定して、正式に五か町村合併促進協議会を設置し、それぞれ協議会委員の選出を行つて本格的に新村建設計画の策定にとりかかった。協議会では新町の名称を「大津町」とし、三〇年四月一日をもって合併期日とする等、必要な各種協定事項を協議した後、関係五か町村のそれぞれの議会の同文議決を経て、三〇年二月二五日、知事あて合併申請書を提出した。この間における五か町村住民の感情は、大津町、陣内村、平真城村は円満に五か町村合併の世論がまとまっていたが、瀬田村および錦野村

において概略次のような反対論があった。

(一) 瀬田村

立野部落(三三九戸、一、五三六人)には、阿蘇郡長陽村と合併したいので大津ブロック合併実現の際、同時に分村したいと主張する者があって、その人員はかなり多数に達していた。(以後反対派と略称) 反対派の理由は

- 1 立野部落は阿蘇の玄関口であるから阿蘇郡に編入されるべきであること。
- 2 地理、歴史、生活環境、交通、部落民の感情(部落の方言、縁組等)等において、菊池郡より阿蘇郡に近似すること。

3 中学校生徒が以前から長陽の中学に通学していること等であった。

反対派は合併反対運動を強力に展開し、ハンスト(県庁前座り込み)、村議会開会の阻止、県庁に対するデモ行動を行った。一方、立野部落から村議会に議席を占めている者は七人いたが、そのうち大津合併に賛成している者が五人いた。当時県は、合併前の分村(事前分村)または合併と同時に分村すること(同時分村)は認めない方針をとっていたので、村議会はその指導にしたがって五か町村の合併を決議し、紛争のある部落については、合併後、当該部落の住民投票をし、分村希望者が三分の二以上であればだちに分村を認める旨の決議をしたが、反対派はなお、これを了承しなかった。

(二) 錦野村

新所部落(四四戸、二三二人)、鳥子川部落(四七戸、二三二人)、外牧部落(八一戸、四四六人)、錦野部落(二〇五戸、五九三人)のうちに、阿蘇郡山西村ブロック(山西村、河原村)と合併したために、大津ブロック合併実現の際、同時に分村したいと主張する者がかなりの人数に達していた。反対派の理由は、村は村同志の合併が好ましく、大津ブロックは大津町が中心となる合併で、大津は町であるから生活環境が違うということにあった。しかし実際に合併に反対する者ほどの程度の人数に達するかは判然としなかった。

一方、合併議案は瀬田村では一二対〇(定数一六人のうち欠席四人、そのうち二人賛成、二人反対)、錦野村では、九対〇(定数一六人のうち七人は反対退場)をもってそれぞれ議決された。その他の大津町、陣内村、平真城村の三か町村ではいずれも全員賛成で議決されていた。

そこで合併議案は原案どおり昭和三〇年(一九五五)三月県議会に提案された

が、県議会は、議会最終日三月三十一日の本会議で、大津ブロックの合併は地域的に紛争が解決していないため可否の結論をださず、休会後も引き続き関係委員会に慎重審議する旨の決定を行ったが、四月二十九日で県議会議員の任期が満了したため、事実上否決となり三〇年四月一日合併は実現しなかった。そこで大津町ほか四か町村では、合併の基本方針に変動はないが、同年一月一日、一応合併申請書の取り下げの申請を行い、同月二十六日、知事から関係書類が返し戻された。その後、分村を希望する瀬田村、錦野村においては、農村地帯同志の合併希望もあって、瀬田村、錦野村、山西村三か村の合同協議会を開いたが、山西村の態度未決定で解決せず、また、陣内村、瀬田村、錦野村の三か村合併は、陣内村が大津ブロック合併を固執するため、これも解決せず、結局、三一年三月二三日、瀬田村は立野地区を長陽村に同時分村し、錦野村は新所地区を山西村に同時分村することに決定して、大津ブロック合併を推進することになった。

この間、態度未決定であった護川村も、北は旭志村が誕生し、南は大津ブロック合併が実現の段階にあるので、護川村のみが取り残される状況にあつたため、急速に合併意識が高まったが、大津地区合併論と旭志村合併論が相対立してまららず、三一年一月二四日の議会にはかつて分村合併の態度を決定した。さらに同年四月六日、住民の意向を明確にするため住民投票を行った結果、大津地区合併(杉水、矢護川五六三戸)一、二五八票、旭志地区合併(川辺、尾足二八三戸)一、〇六三票となつて、それぞれの地区に分村合併することに最終的に決定した。以上のように、大津ブロック合併は菊池郡大津町、陣内村、平真城村、瀬田村(立野地区は長陽村へ同時分村)、護川村(川辺、尾足地区は旭志村へ同時分村)、阿蘇郡錦野村(新所地区は山西村へ同時分村)の六か町村が三一年八月一日を合併期日として大津ブロック合併計画をたて、同年五月二十八日、合併議案の同文議決を行い、同月三十一日、大津町建設計画について知事の意見を求めたところ、その承認を得たので、ただちに知事あて合併申請を行い、三一年八月一日をもって新大津町が誕生するに至つた。

3 合併条件及び協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
- (二) 合併の時期 昭和三二年八月一日

(三) 選挙

1 議会議員の選挙

議会議員については、町村合併促進法の特例を適用し、その任期を昭和三二年二月二十八日まで延長する。その後は地方自治法第九一条による定数とする。選挙区は合併後最初に行われる選挙に限り、旧各町村の区域をもって選挙区を設け、定員は人口比例による。

2 農業委員会委員は町村合併促進法の特例を適用して、一年間延長する。

3 教育委員会委員は町村合併促進法の特例を適用して、任期を昭和三二年一月三十一日まで延長する。

(四) 助役の定数 一人

(五) 職員の処理

1 特別職を除き、全員引き継ぐものとする。

2 職員の勤続年数は継承する。

3 合併後、希望退職する者については新町において決定するものとする。

(六) 財産および負債

1 大津町、陣内村、平真城村、錦野村の町村有財産はすべて新町に引き継ぐものとする。

2 瀬田村、護川村の村有財産は別紙のとおり新町に引き継ぐものとする。

3 平真城村、大津町、陣内村の負債は新町において支払うものとする。

4 瀬田村、護川村、錦野村の負債は別紙のとおり新町において支払うものとする。(別紙略)

(七) 消防 消防団は統合して次の編成をする。

定員一、二八七人…団長一人、副団長五人、分団長二八人、副分団長二八人、班長九三人、団員一、一三二人

| | | | | | | |
|-------|------|---|------|----|----|-------|
| 第一分団 | 第四分団 | 長 | 副分団長 | 班長 | 団員 | 錦野地区 |
| 第五分団 | 第七分団 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 瀬田地区 |
| 第八分団 | 第五分団 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 陣内地区 |
| 第一六分団 | 第二分団 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 大津地区 |
| 第三分団 | 第四分団 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 平真城地区 |
| 第五分団 | 第八分団 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 護川地区 |

(八) 国民健康保険

錦野村において実施中の国民健康保険については、促進法の規定により、紙規約のとおり実施し、昭和三二年度より大津町、平真城村、護川村、陣内村、瀬田村を含め実施する。

(九) 菊阿中学校、大津中学校組合

合併と同時に解散し、その財産はすべて大津町に引き継ぐものとする。

(一〇) 小中学校組合

護川村西小学校及び護川中学校は大津町と旭志村との組合立として経営する。

(一一) 町および字の名称

大字および字名は旧町村の名称をそのまま継承する。

(一二) 駐在吏員および連絡員の設置

部落駐在吏員(区長)および連絡員(農家小組合長ならびに隣組長)は現状のままとする。

(一三) 税率

新町町民税は昭和三二年以降の単純累進税率を適用し、税率は現行錦野村の税率にする。

4 合併時の三役と正副議長

| 町村名 | 長 | 助役 | 収入役 | 議長 | 副議長 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平真城村 | 矢野 茂 | 三池 森雄 | — | 宮崎 太七 | 中野 寿 |
| 大津町 | 坂本 篤美 | 梅田 虎雄 | 武田 治男 | 荒木 源二 | 松本 正 |
| 瀬田村 | 大田黒逸信 | — | — | 大田黒一正 | 合志伊一郎 |
| 陣内村 | 江藤 武彦 | 東 安雄 | 合志 春雄 | 吉岡 実 | 亀井 重政 |
| 護川村 | 大村 清 | 古川 俊夫 | 芹川 巽 | 右田 徳馬 | 本田 赫 |
| 錦野村 | 桐原 延 | — | — | 前田 精一 | 中島 保 |

5 合併時の関係町村の現況表

| 生産額 | 会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上) | | | | 前年度予算総額 千円 | 市町村税納税額 千円 | 県税納税額 千円 | 国税納税額 千円 | 中学校以上の学校 | | 官 公 署 | 業態の割合 | | | | | 面積 平方 米 | 戸 数 | 人 口 | 区 分 | |
|--------|--------------------------|---------------|--------------|-------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|------------------|-------------|-------------|--------|----------|-------------|--------|----------|---------------|--------|--------|--------|------------------|
| | 計 千円 | その 他 千円 | 農 産 千円 | 鉱 工 産 千円 | | | | | 高 等 学 校 | 中 学 校 | | 業態 | | 都市的業態 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 計 人 | その他 人 | 農 業 人 | 計 人 | その他 人 | | | | | 商 工 業 人 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 六七七九八 | 一九一八三 | 四〇、七六六 | 二五五七四九 | 三 | 一〇、八六三 | 四六四四四 | 八五七六 | 一六九三三 | 一 | 五 | 一〇 | 一四七五五 | 七六〇八 | 七二四七 | 八五〇五 | 五一九一 | 三三四 | 九五、四四四 | 四四九 | 二、三六〇 | 大津町 |
| 六三八三三 | 一 | 五、八三三 | 五、〇〇〇 | 一 | 一〇、四九二 | 三八三六 | 三〇一 | 六三九 | 一 | 一 | 二 | 二、二二九 | 一、〇五九 | 一、一六〇 | 二二六 | 一三三 | 三三、七四 | 四六〇 | 二、四三五 | 二四三五 | 平真城村 |
| 三三、〇五三 | 一三、八二四 | 九、八四二 | 二、六、三八六 | 三 | 三三、三六二 | 二〇、二六五 | 五、五八〇 | 一〇、六〇七 | 一 | 一 | 一 | 三、一六九 | 一、六六六 | 一、五四三 | 六、〇六五 | 四〇七〇 | 一、九五九 | 二一、一九 | 一八九五 | 九、三三四 | 大津町 |
| 五七、七〇六 | 一 | 五七、二四 | 五九二 | 一 | 一一、〇〇〇 | 四七四 | 一、〇三七 | 八六四 | 一 | 一 | 一 | 一、二四七 | 五七 | 七、〇 | 四四 | 三二 | 一三、六五 | 二八九 | 一、六六一 | 一、六六一 | 瀬田村 |
| 九、五〇〇 | 一 | 八、五九二 | 六、五〇八 | 一 | 二六、一八〇 | 七、六〇六 | 七〇三 | 二、四六〇 | 一 | 一 | 一 | 二、九四七 | 一、六八九 | 一、五八 | 八〇〇 | 四八 | 六、七四 | 七三 | 三、七七 | 三、七七 | 陣内村 |
| 六五、三三六 | 五、三三九 | 四七、八四三 | 一、〇、三四 | 一 | 一五六四二 | 五、三三〇 | 五三 | 一、四五四 | 一 | 二 | 二 | 二、五二九 | 一、〇二八 | 四〇〇 | 一九八 | 三二 | 一四、八七 | 五、六四 | 三、九四 | 三、九四 | 護川村 |
| 六七、三六二 | 一 | 六、一四三 | 五、三三九 | 一 | 二、三、九七 | 四、六三三 | 四三 | 九六九 | 一 | 三 | 三 | 二、六四四 | 一、二二六 | 一、四二八 | 五五〇 | 二〇 | 二一、五三 | 五〇八 | 二、九三九 | 二、九三九 | 錦野村 |